

土地改良区統合整備基本計画の主な改正点（素案）

農林水産部耕地課

1 目標規模の見直し

(1) 地区面積500ヘクタール以上

今後進行する農業水利施設の維持管理費の負担増など、財務基盤を圧迫する要因に堪えていくためには、スケールメリットによる業務運営の一層の効率化を図る必要があり、目標とする地区面積を従来計画の「300ヘクタール」から「500ヘクタール」に拡大する。

(2) 専任事務員の複数配置

地区面積500ヘクタール以上の規模拡大に見合う事務処理能力を確保する必要があり、また、内部牽制機能の一層の強化を図るためにも、「専任事務員の複数配置」を目指して、統合整備を推進する。

2 土地改良区連合の設立の推進

土地改良法改正（平成31年4月施行）により、各土地改良区の施設管理、賦課金徴収、会計事務等の事務の一部を行うための土地改良区連合の設立も可能となったため、これまで推進してきた「合併」に加え、「土地改良区連合の設立」による統合整備も推進していく。

3 各主体の取組の強化

(1) 土地改良区

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るためには、土地改良区が自ら積極的に統合整備に取り組むことが重要であることに鑑み、全ての土地改良区は「土地改良区体制強化基本計画」を作成し、実践することとする。

(2) 土地改良事業団体連合会（県土連）

県内各地区での体制強化勉強会や、土地改良法改正により作成が義務付けられた貸借対照表等の財務諸表の分析結果を活用した運営の指導など、土地改良区の統合整備に関する県土連の取組を拡充する。

(3) 県

様々な機会を捉えての統合整備の指導、関係土地改良区相互間の調整、土地改良区体制強化事業による支援など、土地改良区の統合整備に関する県の指導及び支援を拡充する。